

議案番号	議案名	表決	結果
報告第3号	令和元年度南関町財政健全化判断比率の状況について	令和2年 9月15日	報告
議案第52号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和2年度南関町一般会計補正予算(第3号))	〃	承認
議案第53号	公益的法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の制定について	〃	原案可決
議案第54号	南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第55号	南関町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第56号	南関町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第57号	令和元年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について	〃	認定
議案第58号	令和元年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第59号	令和元年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第60号	令和元年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第61号	令和元年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第62号	令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第63号	令和元年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第64号	令和元年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第65号	令和2年度南関町一般会計補正予算(第4号)について	〃	原案可決
議案第66号	令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第67号	令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第68号	令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第69号	令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)について	〃	〃
議案第70号	令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	〃	〃
議案第71号	字の区域の変更について	〃	〃
議案第72号	物品売買契約の締結について	〃	〃
議案第73号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	〃	〃
	議員派遣の件について	〃	〃
	委員会報告について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」(平成30年5月31日受理)	〃	継続審査
	委員会報告について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」(令和2年8月11日受理)	〃	原案可決
議案第74号	南関町監査委員の選任につき同意を求めることについて	〃	同意
議員提出 議案第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)	〃	原案可決
	閉会中の継続審査について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「広報常任委員会」	〃	〃
	閉会中の継続調査について「議会運営委員会」	〃	〃

陳情などの取り扱いと結果 (9月定例会分)

- 継続審査** 1件
・陳情第2号(平成30年5月31日受理) 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 採 択** 1件
・陳情第2号(令和2年8月11日受理) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)

※9月定例会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一般傍聴は中止しました。

一般質問

9月定例会では、井下忠俊議員、境田敏高議員、中村正雄議員、西田恵介議員、杉村博明議員の5人が一般質問を行いました。
一般質問の内容と執行部の答弁は、町立図書館に配置の「会議録」および町ホームページでご覧ください。
(9月定例会分は12月に公開予定)

大規模災害に被災された皆さまへ
(2015年9月2日以降に、災害救助法が適用された自然災害に限られます)

自然災害の影響で、 住宅ローンなどの返済に お困りではありませんか？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
により

住宅ローンなどの 免除・減額を 申し出ることができます。



メリット1
手続支援を
無料で

弁護士等の「登録支援専門家」による
手続支援を無料で受けられます。

弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、
なお、特定調停手続の利用に関する費用は、債務者ご自身
に負担していただくことになります。

メリット2
財産の一部を
手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活
状況などの個別事情により異なります。

メリット3
個人情報として
登録されない

債務整理をしたことが個人情報として登録されないため、新たな借入れ
に影響が及びません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

(注) 債務の免除等には、一定の要件(債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断)を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。★特定調停手続の利用を含む手続の流れは裏面をご参照ください

一般社団法人
東日本大震災・自然災害被災者
債務整理ガイドライン運営機関

金融庁
Financial Services Agency

